

在外事務所の定員数に関する交換書簡

(交流協会側)

書簡をもって啓上致します。本会長は財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め二、に関連し、両協会代表者との間で次の了解に到達したことを通報いたします。

両協会が、それぞれの在外事務所に派遣する所員の数は100名をもって限度とする。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に重ねて敬意を表します。

2008年8月18日 東京で

財団法人交流協会会長

服部 禮次郎

亜東関係協会会長

陳 鴻 基 殿

在外事務所の定員数に関する交換書簡

(亜東関係協会側)

書簡を持って啓上致します。貴会長の本年8月18日付け書簡を受領しました。
本会長は、貴会長の右書簡中に引用されている財団法人交流協会の了解は、亜東関係協会の了解でもあると考えます。
本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に重ねて敬意を表します。

2008年8月18日 台北で

亜東関係協会会長
陳 鴻 基

財団法人交流協会会長
服部 禮次郎 殿